

2016年2月9日
全国港湾15発第62号

一般社団法人 日本港運協会
検査部会 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎

全国港湾労働組合連合会
検査部会長 遠藤 一幸

「指定事業体」のあり方に関する申し入れ

全国港湾労働組合連合会および同検査部会は 2015 年度運動方針に基づき検査事業の「指定事業体」のあり方を具体的に検証し、様々な角度から内部検討をしてきた結果、同検査部会として検数・検定事業者（日本貨物検数協会、全日検、海事検定協会、新日本検定協会）に対して本来のあるべき姿である定年退職者の受け皿としての指定事業体に戻す取り組みが必要であるとの結論に至りました。

つきましては、今後の指定事業体への対応について法令に基づき、下記の点を申し入れします。

記

1. 港湾の検数・検定・鑑定の職場で働く指定事業体職員（定年退職者除く）を検数・検定事業者本体に採用すること。
2. 1. の採用者の労働条件は同一を原則として、賃金を含む諸労働条件を整えていくこと。
3. 本体への移行については、3年を目途に対応すること。

以上